## 市第38号議案

横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者の指定 次のように横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者を指定 する。

平成30年9月11日提出

带汽十二	44	<del> L-</del>	<b></b>
横浜市長	林	义	一十

h 11.	指	定管理者		
A 称 	所 在 地	名称	指定の期間	
横浜市寿町健康	中区松影町2丁	公益財団法人寿町勤労者福祉	横浜市寿町健康福祉	
福祉交流センタ	目8番地の8	協会	交流センターの供用	
<u> </u>		理事長 徳 田 文 男	開始の日から平成36	
			年3月31日まで	

## 提案理由

横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者を指定したいので 、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。 市第38号

## 参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)